○四〇二・九九	その他のもの							
	脂肪分が全重量の八％を超えるもの							
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム							
	その他のもの							
○四・〇三	その他のもの							
	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）							
○四〇三・一〇	ヨーグルト							
	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）							
	その他のもの							
	フローズンヨーグルト							
	砂糖その他の甘味料を加えたもの（正味重量が一〇キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）＊							
	その他のもの＊＊							
	その他のもの							
○四〇三・九〇	その他のもの							
○四・〇四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）							
○四・〇五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド							
○四・〇六	チーズ及びカード							
○四〇六・一〇	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード							
	乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）							
	その他のもの							
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの							
○四〇六・二〇	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）							
○四〇六・三〇	その他のもの							
○四〇六・四〇	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）							
	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ							
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの							
	その他のもの							
	プロセスチーズの原料として使用するもの							
○四〇六・九〇	その他のもの							
	その他のチーズ							
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの							
	その他のもの							
	プロセスチーズの原料として使用するもの							
	シュレッドチーズの原料として使用するもの							
○四・〇七	その他のもの							
	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）							
○四〇七・一一	ふ化用の受精卵							
○四〇七・一九	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの							
	その他のもの							

○四〇七・二一	その他の卵（生鮮のものに限る。）							
○四〇七・二九	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの							
	その他のもの							
○四〇七・九〇	その他のもの							
	冷凍したもの							
	その他のもの							
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）							
○四〇八・一一	卵黄							
○四〇八・一九	乾燥したもの							
	その他のもの							
○四〇八・九一	その他のもの							
○四〇八・九九	乾燥したもの							
	その他のもの							
○四〇九・〇〇	天然蜂蜜							
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）							
	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）							
	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉							
	第六類							
	食用の野菜、根及び塊茎							
○七・〇一	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七〇二・〇〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット							
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの							
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの							
○七〇三・二〇	シャロット							
○七〇三・九〇	にんにく							
○七・〇四	リーキその他のねぎ属のもの							
○七・〇五	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七・〇六	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七〇七・〇〇	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七・〇八	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）							

X	X							
X	X							
R	X							
X	X							
R	X							
X	X							
R	X							
X	X							
R	X							
Q S	X							
Q S	X							
Q S								